

## 議第21号

三島市介護保険条例の一部を改正する条例案

三島市介護保険条例（平成12年三島市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「27,500円」を「29,000円」に改め、同項第2号中「38,500円」を「40,600円」に改め、同項第3号中「41,200円」を「43,500円」に改め、同項第4号中「49,500円」を「52,200円」に改め、同項第5号中「55,000円」を「58,000円」に改め、同項第6号中「60,500円」を「63,800円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「得た額」の次に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を、「この項」の次に「及び附則第13条第1項」を加え、同項第7号中「68,700円」を「72,500円」に改め、同項第8号中「71,500円」を「75,400円」に改め、同項第9号中「85,200円」を「89,900円」に改め、同項第10号中「96,200円」を「101,500円」に改め、同項第11号中「112,700円」を「118,900円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,500円」を「17,400円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,500円」を「17,400円」に、「24,700円」を「26,100円」に改め、同条第4項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「16,500

円」を「17,400円」に、「38,500円」を「40,600円」に改める。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例)

**第13条** 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法（昭和40年

法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する

公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定に

ついての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号ア

に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置

法」とあるのは、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給

与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額について

は、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号

の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が零

を下回る場合には、零とする。）によるものとし、租税特別措置法」とする。

2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場

合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものと

する。

3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この

場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるもの

とする。

## 附 則

**第 1 条** この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

**第 2 条** 改正後の第 4 条の規定は、令和 3 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 2 年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和 3 年 2 月 1 6 日提出

三島市長 豊 岡 武 士